

# 讃岐白峯寺にみる高松藩と地域社会

木原 溥 幸

はじめに

一 白峯寺と高松藩

1 高松藩の保護と祈祷寺

2 高松藩の雨乞祈祷

3 白峯寺と崇徳院

4 崇徳院六五〇年回忌と「奉加」

二 白峯寺の財政

1 寺領と収納高

2 財政運営と高松藩

3 開帳と「丸亀講中」

三 白峯寺と地域社会

1 「五穀成就」の祈祷

2 大政所の雨乞祈祷願い

3 村落とのかかわり

おわりに

はじめに

瀬戸内海に面する五色台の白峰の山上にある白峯寺は、「白峯寺縁起」<sup>①</sup>によれば弘法大師空海が開基し、その後貞観二年に智証大師円珍が千手

観音を本尊とする仏堂を建てたという。寺蔵の十一面観音像菩薩立像が平安時代中期、不動明王坐像が平安時代後期の作であるといわれており、この点よりも平安時代には創始されていた、古代の山岳仏教系の寺院であったと思われる。

保元の乱で敗れ讃岐に流された崇徳上皇は、長寛二年に生涯を終え、白峯寺の西北の寺域内に墓所崇徳院陵が設けられた。その側に菩提を弔うために廟堂（御影堂・法華堂・頓証寺と呼ばれる）が建てられた。<sup>②</sup>仁安二年頃には歌人西行が崇徳院陵を参拝している。こうして崇徳院陵参詣の広まりのなかで、白峯寺への信仰、参詣も多くの人々の間に高まっていたと考えられる。

白峯寺が史料上確認できるのは鎌倉時代に入った建長元年であり、讃岐に流されていた道範の日記「南海流浪記」<sup>③</sup>に、この年八月に道範が白峯寺へ移った記事があるが、道範が白峯寺と廟所を同一視していたことがうかがえる。そして鎌倉末期の乾元元年には崇徳院の供養が行われていたことが確認できる。<sup>④</sup>弘安元年と元享四年の銘をもつ二つの十三重塔、文永四年の石燈籠ほか、鎌倉期の石造物が多くあることは、鎌倉時代の白峯寺の繁栄を物語っているといえよう。

永徳二年に白峯寺は落雷による火災で本尊も消失したが、讃岐守護細川頼之の援助により復興に向かい、<sup>⑤</sup>応永二〇年が崇徳院の二五〇回忌に当たるところから、応永十三年には先述の「白峯寺縁起」が作成され、

応永二一年には室町幕府將軍足利義持の執奏によって、後小松天皇が頓証寺の額を揮毫し（現存する「寺号額『頓証寺』」）、また讃岐守護細川満元が勧進して頓証寺法楽和歌会を自邸で催している<sup>8</sup>。

中世の白峰山には、熊野の先達をはじめ廻国する多くの聖や行者らが訪れていたと推測され、白峯寺は古代以来の山岳仏教系の寺院としての側面を受け継ぎ、さらに近世に入ると行者堂が再建されるなど、山岳信仰の拠点として長らく維持されていたといえよう。そして古くは二一の末寺があったといわれるように、多くの子院をもつ大寺院であったと思われる。

このように中世までの白峯寺については、その歴史的な特徴はある程度理解できるが、近世の白峯寺に関してはこれまでまとまった研究はなく、そのありかたについてはほとんど解明されていないといえる。しかし二〇一〇年度より白峯寺の史跡指定に向けての総合調査が実施され、白峯寺所蔵の近世古文書についてもその内容が報告され、近世の白峯寺の動向を明らかにすることが可能となった。このため本稿ではこれらの古文書によって、高松藩との関係や崇徳院回忌、寺財政の状況、及び地域社会との関わり等について検討してみることを目的としている。

なお、白峯寺は四国遍路八十八か所の八十一番札所であるので、それに関係したことも述べておかねばならないのであるが、白峯寺には札所に関する史料はほとんど残っていない。数少ない史料によって、すでに上野進氏によって述べられているので、それを参照していただきたい。

#### 一 白峯寺と高松藩

##### 1 高松藩の保護と祈祷寺

高松藩が成立する以前における近世初期の、讃岐の領主であった生駒氏との関係についてまず述べておきたい。

天正十三年七月に豊臣秀吉は、四国を制覇していた長宗我部元親の軍勢を破り、これまで長宗我部軍と戦っていた千石秀久を讃岐の領主とし

た。この千石秀久が白峯寺へ翌十四年二月に一〇〇石（場所不明）、八月に青海の内に一〇〇石の計二〇〇石を寄進している<sup>12</sup>。千石秀久はそれから約一年半後、秀吉による九州の島津氏攻撃に失敗し、讃岐を取り上げられた。そして天正十五年六月に秀吉配下の武將生駒親正が讃岐の領主となった。

生駒親正は襲封直後の一〇月に白峯寺へ綾郡の青海村に五〇石を寄進しており、関ヶ原合戦後に新藩主となった親正の子一正は、慶長六年に改めて寺領五〇石を寄進し、山林竹木の「進退」を認めている<sup>13</sup>。そして白峯寺院主別名をこれまでどおり院主として了承し、寺領の知行、寺物の管理を行うよう、一正の有力家臣の佐藤掃部助を通して伝えている。また白峰山中の林中の「大門」から内の「谷中」での、竹木の伐り取りの停止、白峯寺領の百姓に一切の「公事」の禁止を命じている<sup>14</sup>。

慶長九年に、天文八年に罹災した本堂・千手院が、生駒一正の命を受けて佐藤掃部助によって再興され、御厨子が納められている<sup>15</sup>。さらに慶長十二年八月には井上若狭・入谷外記の名で観音堂造立のために、讃岐の一一の郡から計五三石の勧進を行うことが白峯寺へ伝えられ、翌月には上坂勘解由以下郡の責任者に対し、「郡々山分加子分請所共」に高一〇〇石につき米五斗を割り付けている<sup>17</sup>。

慶長十五年に生駒一正の後を継いだ子正俊は、同年十二月に白峰の岩谷の竹の伐採を、一正と同様に禁ずることを浅田右京に伝えさせている<sup>18</sup>。そして正俊の後を継いだ子高俊は寛永八年に相伝の「真宝目録」を作成させ、奉行の西島八兵衛・三野四郎左衛門・浅田右京らから、白峯寺の洞林院増上人へ渡している<sup>19</sup>。これらの文書のほかに高俊の書状が三通残っているが、その内容は祈祷札の礼状が二通で、一通は高俊の祝言に御札を送ったことへの礼状である<sup>20</sup>。

生駒家による讃岐の支配は、四代藩主の高俊の寛永十七年に家臣の対立による御家騒動が起って、幕府から所領を没収されて五〇年余で終わった。その後讃岐は東の一二万石が高松藩（松平氏）、西の五万石余

表1 白峯寺の棟札

年号	建物等	願主	寄進者	内容
生駒藩				
慶長9年(1604)	千手院	別名尊師	生駒一正	再興
高松藩				
寛永20年(1643)	頓証寺	増真	松平頼重	再興
延宝7年(1679)	本地堂	松平頼重 住持圭典	松平頼重	再建立
延宝8年(1680)	崇徳天皇社・本地堂・相模坊社・拜殿	住持圭典	松平頼重 松平頼常	再建立
享保8年(1723)	御本地堂・幣殿・崇徳天皇社・幣殿・相模坊社・幣殿三社拜殿	現住等空	松平頼豊	再上葺
寛延3年(1750)	(一字、賀茂社他八社)	現住剛叶	松平頼恭	再建立
寛延3年(1750)	滝蔵王社・華表善・女竜王社	現住剛叶	松平頼恭	再興
寛延3年(1750)	十王堂・鐘楼堂・諸伽藍繕	現住剛叶	松平頼恭	再上葺
寛延3年(1750)	崇徳院社・幣殿・本地堂廊下・相模坊社・幣殿・御供所廊下・惣拜殿・陵門	現住剛叶	松平頼恭	再上葺
宝暦12年(1762)	客殿上門	監護剛叶	松平頼恭	再葺替
安永6年(1777)	善如竜王社	寺務体成	松平頼真	再造立
安永6年(1777)	蔵王権現小社・鳥井	寺務体成	松平頼真	再造立
安永8年(1779)	行者堂	体成	松平頼真	再建立
天明5年(1785)	水天之小社	寺主増明	松平頼起	再建立 造立の時、此神を勧請して、此の小社を建立す
天明7年(1787)	玄関	院住増明	松平頼起	再葺替
天明7年(1787)	御成門・仲門	監護増明	松平頼起	再葺替
天明7年(1787)	崇徳天皇・相模坊権現両社箱棟	増明	松平頼起	新替・葺繕
寛政6年(1794)	下馬石・下乗石、五本	現住増明	松平頼儀	再建
寛政7年(1795)	崇徳院社・諸伽藍	現住増明	松平頼儀	葺更・繕
文化2年(1805)	官庫宝前石階		松平頼儀	築 世話人西浜嘉助(他五名)
文化8年(1811)	大師堂	増明	松平頼儀	建立
弘化2年(1845)	十王堂	当住剛善	松平頼胤	再建
その他				
享保3年(1718)	地蔵十王堂	現住等空		建立
享保9年(1724)	客殿上門	現住等空		建立
天明7年(1778)	大般若六百卷安置			転読
文政8年(1825)	般若理趣經一万部			読
天保3年(1832)	理趣經一万部			読誦
天保12年(1841)	白峯大権現本社	剛善		再建 世話人橋本権蔵・安藤庄兵衛

「白峯寺の棟札」(前出『白峯寺調査報告書』第2分冊第6部第2章)より。

が丸亀藩(山崎氏)のち京極氏)に分かれた。綾郡青海村にあった白峯寺は高松藩領に属したが、寛永十九年に入部した初代藩主松平頼重は、翌二〇年に寺域の西北にあった崇徳上皇陵の廟堂で当時荒廃していた頓証寺を再興した<sup>21)</sup>。万治四年(寛文元)には千鉢阿弥陀堂を建立寄進し、その仏餉料として北条郡(綾郡が北条郡と南条郡にわかれる)青海村のうち北代新田免の高一〇石を寄付している。延宝七年に御本地堂を再建立、翌年には当時藩主の松平頼常とともに崇徳天皇社・相模坊御社・拜殿を再建立している。そして晩年の元禄二年には白峯寺に隣接する崇徳院陵の前に、一対の石燈籠を献納している<sup>22)</sup>。このように松平頼重は襲封直後から白峯寺への保護を行っていたのがわかる。

白峯寺に残されている棟札を整理したのが表1である。松平頼重に関するもの以外に、五代藩主松平頼恭の棟札が多い。頼恭は十八世紀中期の藩主で、高松藩の財政難を克服し藩政改革を行った中興の英主といわれている。寛延三年の年号をもつものが多いがその理由は不明である。賀茂社ほか八社の再建立、御滝蔵王社・華表善女竜王社の再興、十王堂・鐘楼堂の再上葺、諸伽藍の繕、崇徳院社幣殿・本地堂廊下・相模坊社幣殿・御供所廊下・惣拜殿陵門の再上葺、さらに宝暦十二年に客殿上門の再葺を行っている。また歴代藩主である松平頼豊・松平頼真・松平頼起・松平頼儀・松平頼胤らの名の棟札もあり、高松藩が白峯寺に対して時代を通して保護をしていたのが理解できる。幕末の天保四年に編纂された「寺社記」<sup>23)</sup>によると、高松藩から与えら

れた白峯寺の寺領高は一二〇石である。將軍朱印地の法然寺とともに、寺院ではもつとも寺領が高い城下の高松藩主の菩提寺である、淨願寺の三〇〇石の次であり、高松藩で重視されていた寺院であることがわかる。

白峯寺へは高松藩主の参詣が行われていたが、その例として確認できるのは、崇徳院六〇〇年回忌にあたる宝暦十三年の二月の場合で、藩主は先述の五代の松平頼恭である。林田村から登山し、靈宝所・頓証寺・大権現を参拝している。帰りは国分遍路坂を下り国分寺へ立ち寄っている。一昨年にも参詣したといい、頼恭は何度か白峯寺を訪れたようである。<sup>26</sup> 文化三年にも八代藩主頼儀の参詣が確認できる。<sup>27</sup> また藩主の「代拝」が幕末の文久三年に認められ、<sup>28</sup> 代参も行われていたと思われる。

このように白峯寺は高松藩との関係が深く、初代藩主松平頼重以来、正月・五月・九月に高松城で高松藩主に対する「御意願成就」・「御武運長久」の祈禱を行っていた。<sup>29</sup> 高松藩の祈禱所として、白峯寺のほかには阿弥陀院（石清尾八幡宮別当）があり、ともに高松城で大般若經の読誦をしていた。<sup>30</sup> 幕末の文久三年写の「御上并檀那御祈禱帳」によると、江戸幕府將軍家、水戸藩、高松藩主、その他の大名たちや藩主一族、家臣たちの祈禱も実施していた。また藩主の厄年や、幕府から命じられた藩主の京都への使者の際にも、「安全之御祈禱」が行われた。<sup>31</sup>

文化二年六月に「官庫」の造営を行うことになり、「安鎮御祈禱修行」を寺社役所へ届けている。官庫の規模等については、京都の禁裏文庫を参考にして、三間半の梁と桁行5間くらいであれば、現在所持している宝物は十分に納めることができ、窓は左右後ろ三方、一面板張り、白土壁、惣檜木として提出している。<sup>32</sup> 翌三年の五月には官庫家堅め祈禱修行が行われており、このころ竣工したと思われる。<sup>33</sup>

### 2 高松藩の雨乞祈禱

讃岐は古代以来雨の少ないところであったが、近世では約五年に一回の割合で干魃が起こっていたとい、とくに寛永三年・明和七年・寛政

二年・文政六年が大干魃の年であったという。<sup>35</sup> 白峯寺蔵の「白峯寺大留」・「白峯寺諸願留」の中に、高松藩が干魃に際して白峯寺に雨乞祈禱を行なわせている記事が多く出てくるが、その中から宝暦十二年、文化三年、文化五年、文化十四年の内容を紹介しておきたい。

最初に確認できる雨乞いの記事は宝暦十二年である。いつ頃から雨が降らなくなったのかわからないが、五月十一日に藩からの書状が届き、「干二付郷中致難洪候間雨乞被仰付、依之米五俵被下置候旨、只今於会所年寄中被仰渡候間、早々御修法可被成候」と、雨が降らず「郷中難儀」しているとして、会所（郷会所か）で年寄（家老に当たる）から白峯寺に雨乞祈禱が命じられ、米五俵が支給されている。この雨乞いの通知は白峯寺から阿野郡北の支配代官と両大政所（大庄屋）へ伝えられている。雨乞い中に少々の降雨はあったが、結局雨乞祈禱は二七日まで行われ、翌日「能潤申候」とあるように、幸いにも本格的な降雨があった。<sup>36</sup>

文化三年の場合は五月七日に白峯寺に雨乞いが命じられた。この時は翌日の八日から一〇日朝までまず勤め、一〇日に城下へ出て十一日に奥大般若祈禱を勤めて、十二日より再び雨乞祈禱を行うことになった。雨乞祈禱を行うのは白峯寺とされていた。十五日に降雨があったが「潤沢」ではなかったとして、二二日に五智院（阿弥陀院か）・地藏寺・国分寺・聖通寺・金蔵寺・屋島寺・八栗寺・志度寺・虚空蔵院・白峯寺の十か寺で、雨乞祈禱を執行することになり、翌日郡奉行から二三日晩より降雨があるまでの修法が伝えられた。<sup>37</sup> このように白峯寺での雨乞祈禱で効果がなければ、十か寺で行っていたのがわかる。この時はいつまで十か寺での雨乞が続けられたのか明らかでない。なおこの十か寺は各郡に一か寺ずつ置かれ、「五穀成就之御祈禱」が命じられていた。<sup>38</sup>

そして二五日に降雨があったが、「潤沢」でなかったため、白峯寺は二七日に六月朔日までの降雨祈禱修法を寺社役所と郷会所へ伝えていく。さらに六月朔日には引き続き修法を行うことにしている。その後も降雨はなく、六月十九日には再び十か寺で十九日晚から二六日までの雨

乞修法を行うことになった。この十か寺の修法は五智院へ他の九か寺が集まって実施されている。この時の干魘がいつまで続いたかは明らかでないが、十か寺の五智院での雨乞修法に対して、白峯寺へは奉行（家老たる年寄に次ぐ重職）より金百疋が与えられている。

二年後の文化五年には六月二日に雨乞執行が命じられ、翌二三日晩から行われているが、この時は二八日晚から翌二九日にかけて大風雨となったため、雨乞執行は期限通りに二九日で終わっている。

文化十四年の干損に際しては、五月二日に郡奉行よりはじめから十か寺での雨乞祈禱が命じられている。二七日から二八日に降雨があったので、十か寺雨乞祈禱は中止されたが、白峯寺では引き続き行われた。六月に入り五日から七日にかけて降雨があったため、六月八日に祈禱を止めている。しかしその後降雨がなかったため、六月三〇日に五智院の発案で、七月九日から十ヶ寺の雨乞祈禱を実施することにした。白峯寺では属する阿野郡北の大政所からの雨乞祈禱の依頼があったため、五智院へは代僧真藏院を派遣することにした。この五智院での祈禱は十六日で終わっているが、各寺で祈禱を続けることにしている。その後二一日に「余程降雨」により、白峯寺では予定通り二三日に雨乞祈禱を中止した。

### 3 白峯寺と崇徳院

白峯寺の境内の西北隅に崇徳上皇の陵が設けられており、崇徳院回忌の法要が古くから行われていた。その際に奉納された和歌・連歌・俳諧・漢詩などの文芸が多く白峯寺に残されている。

近世に入ってから崇徳院回忌と白峯寺との関係は中期までは明らかでないが、宝暦十三年が崇徳院六〇〇年回忌に当たっていたが、この三月に当時の高松藩主松平頼恭が石燈籠両基を寄付することになり、その場所について高松藩と白峯寺の間で交渉している。その結果これまであった初代藩主松平頼重が陵外の玉垣の内に寄付していた石燈籠を、陵内へ移してその後に新しい石燈籠を立てることになった。

崇徳院回忌六五〇年が文化一〇年（一八一三）に当たっていたが、その前年の三月に白峯寺は本尊・靈宝の開帳と曼荼羅供執行を、京都本山の御室御所仁和寺へ伝え、また以前の回忌の時と同様に京都の「堂上方」からの「猷備」の品等の掛け合いのため、隠居増明が京都へ出かけることを高松藩の寺社役所へ願ひ出た。そして文化九年六月に仁和寺から了承した旨の通知が出されている。

七〇〇年回忌は文久三年八月二六日に曼荼羅供執行が行われている。この回忌に関連して、これまで述べてきたような高松藩と直接関係するものではない事柄が確認できる。七〇〇年回忌の三年前の万延元年六月に、阿野郡北の西庄村・江尻村・福江村・坂出村の百姓たち一七名が、七〇〇年回忌が近づいてきたが「氏神」である崇徳天皇社が大破のままであるとして、その修復を各村の政所（庄屋）へ願ひ出ており、これが政所から大政所へ提出されている。修復内容は崇徳天皇本社屋根葺替（梁行二間、桁行三間、松皮葺）、同拝殿屋根壁損所繕、同宝藏堂並びに伽藍土壁繕、同拝殿天井張替であった。どのような結果になったか明らかでないが、これは百姓たちの崇徳院に対する関心の高まりを示しているものといえよう。

崇徳院の旧地として鼓岡と雲井御所があった。宝暦十三年に鼓岡の村方からの申し出の書付をみて白峯寺は、鼓岡と雲井御所が「御廟所同前之古跡」であるとして、村方支配ではなく白峯寺の進退支配が望ましいとの意見を高松藩寺社役所へ申し出ている。これから約七〇年後の天保五年に「府中鼓岡雲井御所由緒内存」を白峯寺は提出し、その中で「何分時節到来不仕」といっており、宝暦十三年の白峯寺による支配の申し出は認められなかった。このため「由緒内存」で、再び「当山支配」とすることを願ひ出ている。この時は翌六年に雲井御所の地は免租となって番人を置くことになり、当時の九代藩主松平頼恕は自ら碑文を書き、「雲井御所碑」を建てている。鼓岡にもこの時藩から何らかの措置がとられたものと思われる。なお「雲井御所碑」は文久三年に修復が計画されて

いる。<sup>(49)</sup>こうした鼓岡と雲井御所の保護のきつかけが、村方からの申し出にあったことにも注目する必要がある。

#### 4 崇徳院六五〇年回忌と「奉加」

文化一〇年が崇徳院の六五〇年回忌に当たっていた。この時白峯寺へ「奉加」たる寄付が行われていることを示す史料が、宝蔵庫に残されている。この「奉加」関係史料はほとんどが六月付となっており、また「奉加銭 申年半年分」とあるので、申年<sup>(50)</sup>文化九年、つまり回忌の前年に納めた半年分であったのがわかる。この「奉加」は「先達而被仰付」、「兼而御触御座候」と記されており、高松藩として命じたものであった。

実は文化九年の二月に高松藩は、次の二通の通達を領内に出していた。<sup>(50)</sup>

・来酉年崇徳院御国忌ニ付、先例之通音楽大曼荼羅供執行仕度候処、諸失却多難及自力由、白峯寺願申出候、右御年忌之儀ハ、格別之事ニ付無余議相聞、且先例も有之候ニ付、御家中町郷中半年分、人別奉加被仰付候間、其段夫々支配方江可被申渡候

・白峯寺奉加之儀、御家中町郷中共、上下男女召仕共、壹ヶ月壹人壹錢宛、半年分奉加被仰付候ニ付、当六月迄ニ相納候様、夫々江可申渡候、尤町郷中之分者、宗門改之人数高ヲ以、無滞取集可被申候、御家中分者直ニ相納候様ニ可被申渡候

崇徳院六五〇年回忌に際して白峯寺の願いを容れて、「先例も有之」として家中・町・郷中に「半年分人別奉加」を命じている。奉加の内容は「御家中町郷中共、上下男女召仕共」に、一か月一人錢一文ずつ、六月までに納めるようになっていた。町・郷中は宗門改めの人数高によることにした。

そしてこれらの「奉加」は「御家中并下々男女共」は高松城下西新通町の白峯寺旅宿へ差し出すことにし、家中の組中・与力中・手代・足輕以下については、支配の方から申し渡すことにしている。「町」は町奉行所へ納められたが、「郷中」は明らかでない。

白峯寺に残されている「奉加」の内容は家臣関係、高松城下町、寺院に分けることができるが、郷中関係は見当たらない。家臣関係は連名で納められたことを示すものがほとんどであるが、その場合でも「吟味方」、「拙者共并支配役人中」、「支配役所役人并小使共」、「御船作事方」、町奉行所の「川口出口番人共」、「御鉄炮蔵役所人別」、「塩屋方手筋之分」、「御奥目付支配面々」、「御作事方」、「御御手」、「拙者支配之分」、「岡野金大夫支配九人分」、「拙者并支配之分」、「拙者并支配手代小使」、「寺社方」などと書かれているものがあり、藩内の役所や配下の役人毎に納められている場合もある。

これらの家臣の「奉加」の中で、連名ではない形式の史料が一通だけある。それによると、「大須賀郷右衛門家内上下拾四人、壹ヶ月壹人ニ付錢壹錢充、当申年半年分御触面之通相納候ニ付」とあり、先述の「奉加」の基準により、一か月に一人につき錢「一錢(文)」宛で、大須賀家一四人の奉加銭半年分として、「鳥目」八四文が白峯寺へ納められているのがわかる。

城下町については「町中奉加銭」が町奉行所から白峯寺へ納められている。その内訳を示したのが表2である。文化九年の高松城下の町数は四一町となっており、「町中奉加銭」は合計錢一〇〇貫九八文(錢一〇二文を銀一匁替えと換算して銀九八一匁一分七厘)となっている。これは町中の総人数一萬六六八三人分であった。

一番多いのは西浜町七貫三〇二文(人数二二七人)、次いで田町五貫五五六文(九二六人)、西通町五貫五三二文(九二二人)、福田町四貫九五六文(八二六人)となっており、もともと少ないのは七拾間町の三〇六文(五一一人)であった。いずれも「奉加」の基準により一人につき錢六文宛となっている。

寺関係では残されている史料によれば見性寺、覚善寺、正覚寺、無量寿院(末寺六ヶ寺を含む)、可納院、福善寺(末寺一ヶ寺・寺中一ヶ寺を含む)から納められているが、おそらく他の寺からの「奉加」もあったこ

表2 高松城下町別の奉加銭と人数

町名	奉加銭	人数
鶴屋町	2貫016文	336人
工町	492.	82.
本町	1. 944.	324.
上横町	882.	147.
魚屋町	1. 068.	178.
下横町	1. 968.	328.
内磨屋町	1. 512.	252.
北浜材木町	2. 586.	431.
通町1丁目	972.	162.
新材木町	1. 590.	265.
東浜町	3. 894.	649.
瓦町	1. 950.	325.
新湊町	876.	146.
通町2丁目	1. 668.	278.
新通町	1. 260.	210.
塩屋町1丁目	1. 008.	168.
新塩屋町	2. 004.	334.
塩屋町2丁目	2. 610.	435.
七拾間町	306.	51.
福田町	4. 956.	826.
古馬場町	4. 566.	761.
野方町	1. 466.	239.
桶屋町	1. 506.	173.
西百間町	1. 506.	251.
東百間町	1. 074.	179.
片原町	954.	159.
丸亀町	2. 166.	361.
今新町	1. 668.	278.
大工町	1. 464.	244.
南新町1丁目	1. 548.	258.
南新町2丁目	1. 890.	315.
田町	5. 556.	926.
旅籠町	1. 008.	168.
中新町	4. 464.	744.
瓦町	2. 178.	363.
亀井町	4. 554.	759.
南鍛冶屋町	2. 496.	416.
南紺屋町	3. 354.	559.
外磨屋町	2. 028.	338.
古新町	2. 172.	362.
兵庫町	1. 488.	248.
西新通町	3. 096.	516.
西通町	5. 532.	922.
西浜町	7. 302.	1217.
✕惣銭高100貫098文、此人数16,683人 銀ニ✕981匁1分7厘、但1匁ニ102文替		
右之通町中奉加銭相納申候 六月廿八日 町奉行所 白峯寺		

「高松城下町中奉加銭覚書」より。

と思われる。

これらの「奉加」にみられるように、崇徳院回忌に際しては高松藩の命により、領内全体からの援助を受けて法要が実施されている。「奉加」による領内の人々との結びつきをしながら、白峯寺による崇徳院回忌の法要が、維持されていることに注意しておかねばならない。

### 二白峯寺の財政

#### 1 寺領と収納高

白峯寺の寺領は一二〇石で、高松藩内で一番多い高松藩主菩提寺の淨願寺の三〇〇石に次いでいることは先述したところである。一二〇石の内訳は六〇石が生駒藩初代藩主生駒親正より寄付、一〇石は高松藩初代藩主松平頼重より千鉢仏堂領として寄付、五〇石は林田村の海岸での白峯寺の「自分開発」であった。但し「寺社記」によると生駒親正より六〇石とあるが、残っている親正の寄進状は五〇石である。また同じく寛文

六年と延宝四年に「殿様御証文」が出されたというが現存しない。千鉢

仏堂領は青海村にあり、面積は一町二反一畝二三歩であった。高松藩では寛文五年から領内の一斉検地を実施し、七年後の寛文十一年に終わった。これを「亥ノ内検地」という。その結果青海村での寛文十二年の白峯寺領は一〇石増えて七〇石となっており、これから取り立てる年貢は四五石八斗一升一合であった。林田村分については寛文十一年が五〇石であり、新田開発地であった。五〇石のうち田方が四二石二斗五升二合、残りは畑方で、面積は五町二反四畝一五歩となっている。

寛文十一年の青海村の白峯寺領では、計一三名の農民により耕作されており、一番耕作高が多いのは三吉の一二石九斗八升、もつとも少ないのは彦兵衛の七斗一合であった。元禄十六年までは七〇石であったが、のち元文五年の高は七二石八斗四升四合となっており、二石八斗四升四合増えている。内訳は田方が四二石二斗一升九合（うち古田が三九石六斗九合、新興しが二石六斗一升）、畑方が三〇石六斗二升五合（うち古

畑が三〇石三斗九升一合、新興しが二斗三升四合)であった。<sup>58)</sup>これから約一三〇年後の明治四年には上代上所免のうち検地畝八町六反四畝一八歩の面積で、高は七三石一斗六升六合で、そのうち「白峯寺新興し」が三石一斗六升六合となっている。<sup>59)</sup>

林田村の白峯寺領については、貞享四年に新開のうちで面積三反六畝六歩、石高にして二石八斗八升八合の興し改めの検地が行われているが、のち元文五年には面積は五町六反七畝一二歩、高五三石八升九合となり増加している。<sup>60)</sup>

寛延二年に林田村の寺領を耕作しているものは二四名おり、そのうち勘四郎が二四石六斗七升八合と半分近くを占めている。このため他のものは多くが小規模な面積を耕作している状況であった。青海村の耕作農民は先述のように一三名であったが、寺領は林田村が青海村より狭いに耕作者が多いのは、農民一人当たりの耕作面積が狭かったことを示しているが、そのうちとくに林田村における勘四郎の耕作高が多いのが特徴である。

なお白峯寺の新田開発の意向に対して、緒方伝兵衛書状に「塩入あれ地之所、新田ニ可為仕と被仰出候」、鈴木伊兵衛の書状に「塩入所新田ニ被成度由申上候へハ、御勝手次第新田ニ可被成由」とある。<sup>61)</sup>時代は不明であるが、白峯寺が新田干拓に積極的であったことを示しているのである。

白峯寺の財政状況を窺わせる史料はほとんどなく、その実状は明らかでないが、高松藩へ拝借銀を度々願ひ出ており(このことは後述する)、寺財政の運営に差し支えることが多かったようである。

享和二年五月に記された白峯寺の収納状況を示した史料がある。それを整理したのが表3である。青海村・林田村の白峯寺領高一二〇石からは、米八四石九斗九升五合が「納米」、つまり白峯寺の実際の米収入となっていた。

このほか「郡方五穀御祈禱御初尾(穂)米」、「郡方恒例護摩御初尾米」、

表3 享和2年5月の収納高内訳

高120石 米84石9斗9升5合 米8石 米2石 米7石 米16石8斗	青海村・林田村両寺領高納米 郡方正五九月五穀御祈禱御初尾米 郡方恒例護摩御初尾米 郡方正五九月御祈禱御神酒料 正五九月公方様殿様方々様並びに御城大般若御初尾米
米ノ110石4斗9升5合	
石の外散物等相束ね、年分拝210石計余り収納御座候	

「白峯寺諸願留」(7-5)より。

「郡方御祈禱御神酒料」、「公方様殿様方々様並びに御城大般若御初尾米」などを加えると、一一〇石四斗九升五合となる。そして「散物等相束ね」、つまり各種の寄附物等があり、これを合計すると一年間に一二〇石余りの収入となっていた。

なお天保五年に、高松藩は年貢を免除されて除地となっている寺院の調査を行ったが、そのとき白峯寺領として青海村で高七二石八斗四升四合、林田村で高五〇石が「龍雲院様(初代藩主松平頼重)御寄付ニ相成」と、大庄屋は書き上げている。<sup>62)</sup>

白峯寺領に関連して子院について触れておこう。近世以前の白峯寺には多くの子院があったと思われるが、慶長九年の棟札には一乗坊・華嚴坊・円福寺・西光寺・円乗坊、寛永二〇年に「当山衆徒中」として一乗坊・円福寺・宝積院・玄真房・空尊房・秀海房・良識房、延宝八年には「寺中」として真藏院・宝積院・円福寺・一乗坊・高屋村遍照院とある。その後元禄八年の「国中末寺之荒地御改」に際して、白峯寺は「白峯寺山中衆徒廿一ヶ寺」のうち十八か寺は「寺地山畠」になっており、残っているのは三か寺であるといっている。<sup>63)</sup>しかし享保八年の棟札には延宝八年と同様に、「寺中」として真藏院・宝積院・円福寺・一乗坊・遍照院の五か寺が記されており、以後の棟札にもこの五か寺が「寺中」として出てきている。元禄八年には「寺中」つまり子院は三か寺に減っ



ていたが、その後五か寺に復したのである。なおこの五か寺のほかに白峯寺には洞林院があり、白峯寺内での中心的役割を果たしていた。

この寺中五か寺のうち、遍照院は白峯寺の青海村に隣接する高屋村にあり、毎年三月二〇・二一日に「高屋大師市」として「百姓農具市立」が行われていた。文化八年には当時遍照院の本堂は大破し修復が必要であった。檀家は一〇〇軒ほどあるが「貧家」で費用を確保できないので、修復のため本尊厄除大師の開帳を二月二十五日より三月二十五日まで行うこと、その際には城下町口々、郷中とくに寒川郡志度村、香川郡仏生山、鶴足郡宇足津村、寺門前に建札を立てることを願っている。幕末の文久二年には庫裏の修復のため、本尊弘法大師と靈室等の開帳を三月一日から四月一〇日まで行うことになり、城下・郷・町・寺門前へ建札を立てることが許されている。

真藏院には宝永六年以後の住職を記した「当山寺中真藏院先住」が残っている。真藏院では文化十四年に建物が古くなっている上に、この年九月の風雨によって破損がひどくなったので修復したいが、檀家もない「貧寺」であるので、少々の寺の持高で再建することにした。しかしこれまででの寺地では陰地で水が不自由であるので、伽藍入り口塀重門の西手に空地があるのでそこに再建することを、白峯寺へ願ひ出している。白峯寺ではこの「寺地更」の願ひを寺社奉行に提出した。そして堂塔はすべてこれまでのとおりということで翌年に認められた。

また円福寺にも天和三年以後の住職が「当山寺中円福寺先住」によって確認できる。文化九年から文政三年まで八年間、無住となっていた時期があるが、文政四年に白峯寺の弟子宜間を住職にすることが許可されている。

## 2 財政運営と高松藩

白峯寺の財政基盤は寺領の二〇石からの収入によって成り立っていたが、白峯寺の財政状況はどのようなものであったのであろうか。最初に知ることができるのは、崇徳院六〇〇年回忌を翌年に控えた宝暦十二

表4 宝暦11年暮の不足銀高内訳

銀3貫500目計り	諸本尊再興残り
銀6貫目計り	諸宝物御寄付物等再興積もり
銀8貫500目計り	御成御門玄関並びに客殿玄関境露次門等の積もり
銀4貫目計り	御上段並びに二ノ間客殿貼紙唐紙等諸造作入目積もり
銀×22貫目計り	

「白峯寺大留」(7-2)より。

年についてである。本尊・諸宝物・寺修覆等の費用が不足するためとして、高松藩へ拝借銀を願ひ出た。不足費用の内訳は前年暮れの段階で表4のようになっていた。銀三貫五〇〇目計りの諸本尊再興残りほかで、合計銀二二貫目計りが必要経費であった。そのため銀二〇貫目の拝借とその返済として毎年二五石の「上米」を行うことを申し出ている。

高松藩はこれを認めなかったが、借銀も多くなっており自力ではこれらの費用が確保できないとして、再度白峯寺は寺社奉行へ願ひ出た結果、高松藩では拝借銀として銀八貫六〇〇目を渡し、毎年二五石の上米を行わせることにした。これに対し白峯寺は銀二〇貫目の拝借をさらに願ひ出たが、結局最終的には拝借は銀一三貫五〇〇目で、上米は三五石に上げられた。拝借銀の利子は一年一割三歩、返済の上米は寺領米の中から三五石を代官所へ毎年暮れに納めるということになった。

翌宝暦十三年八月が崇徳院六〇〇年回忌の時であったが、その年四月には諸伽藍修覆の願ひが白峯寺から提出されており、十分な諸堂等の修覆が進んでいないのが窺える。

のち享和元年に上米三〇石が一〇石減らされており、宝暦十三年の後も高松藩と拝借銀をめぐる交渉があったようであるが、詳細は明らかでない。またこの年に民間から銀札四貫五〇〇目を借用した証文の写しがあり、それには拝借人白峯寺、加判(保証人)高屋村百姓佐一郎とある。高屋村の百姓が保証人となっていることは注目される。

享和二年ころ、白峯寺では借銀の高利返済に追われ、また千魃や風雨によって寺領米の収納も減少して、借銀高が銀四〇貫目にも及んでいた。当時の寺領米その外の白峯寺の収入は先の表<sup>3</sup>にみられるように、寺領米約八五石に御初尾米、御神酒料、「散物」（寄付）等を加えて一年間ほぼ一二〇石余りであった。儉約してこのうち六〇石で寺の運営を行い、残りを借銀の返済に廻しているが、簡単には借銀は減らないという状態であった。そのため高利の借銀の皆済にあてるため銀四〇貫目を拝借し、寺領米の中から年六〇石を返済の財源とすることを高松藩へ願ひ出て、これが認められている。この時願ひが許されたら「去々年（寛政十二）御金蔵<sup>三</sup>而、拝借仕元銀十貫目」の未納銀をも皆済するといつており、これより以前にも拝借しているのがわかる。

二年後の文化元年には早くも、返済に廻した残りの六〇石では寺運営の財政が成り立たないので、返済米の半減と利子の減少を願ひ出ているが、これは認められなかった。そして四年後の文化五年に再度六〇石返納の半減の願ひが出され、同年暮れより二〇石減らされて四〇石の上米が認められている。崇徳院回忌六五〇年に当たる文化一〇年の十一月には回忌に要した諸経費をはじめ、本寺の御室御所や京都の公家衆の奉納物に対するお礼の上京などの費用のために、銀四〇貫目の拝借を願ひ出ている。翌年にこれは認められて、拝借銀四〇貫目の内から納め残りの二二貫目余りを差し引いた、一七貫目余りが白峯寺へ渡されている<sup>25</sup>。

四年後の文政元年には拝借銀の上納の五年間免除を願ひ出ている。これは城下西新通町にある白峯寺の旅宿の普請に充てるためであった。白峯寺は初代藩主松平頼重以来、藩主祈禱執行のため正月・五月・九月に、住職はじめ多数の僧が高松城下へ出かけてきていた。拝借銀の免除期間は三年間に短縮されて認められている。さらに三年後の同四年に、大師堂は仮堂であったが寛政のはじめに造営が認められて一〇年ほど前に上棟したが、外回り囲い板、唐戸厨子が出来上がっておらず諸国参詣者の印象も悪いので、この大師堂造作と城下旅宿の経費払方にあてるため、

さらに拝借銀上納の三か年免除を願ひ出たが、二か年間免除に変更して認められた。

大師堂は天保五年春に完成したが、西新通町の白峯寺旅宿の修葺には以外と経費がかかり、一五貫目ほどの借財となっているため、この一五貫目の拝借を願ひ出、返済は寺領米の中ら行うことにしている。当時白峯寺では「諸初穂賽銭<sup>ニ</sup>至迄減少<sup>一</sup>」しており、「御寺内暮方難立行」と、寺の財政がゆきずまっていることを訴えている。銀一五貫目の拝借は認められ、一〇貫目は寺領米の中ら来年の暮れより毎年三〇石、五貫目は扶持林の伐取代金から上納することになった。

この時高松藩は郡方より阿野郡北の大政所渡辺七郎左衛門・本条和太右衛門へ白峯寺の財政状況について問い合わせられているが、両大政所は白峯寺の寺領からの収納は三五、六〇石で、近年は減少しているように聞いているが、近いうちには借銀も皆済することができると返答している。しかし天保七には長雨による寺領収納の減少のため、拝借銀一〇貫目に当てる返済米三〇石の免除を願ひ出ている。また翌八年にも免除を申し出ている<sup>26</sup>。

白峯寺の宝暦から天保にかけての財政状況の推移について、史料的にわかる範囲で述べてみた。財政内容の詳細なことは明らかでないが、高松藩からの拝借銀による財政援助を受けながら、寺財政の維持を図ってきているのが理解出来よう。

### 3 開帳と「丸亀講中」

白峯寺は明暦四年以来仁和寺の末寺となっていたが、崇徳院回忌六〇〇年に当たっていた宝暦十三年正月に本寺の仁和寺から、二月二十六日より本尊・靈宝等の開帳、八月二六日の法楽曼供執行が認められている<sup>28</sup>。開帳によって参詣者が多く集まり、白峯寺の収入増大をもたらすことはいうまでもない。

前年の宝暦十二年一〇月に白峯寺は社奉行へ翌年の二月二十六日から四月一八日までの五〇日間の開帳を願ひ出していた。そして開帳の建札を

城下では西通町・常磐橋・塩屋町・田町・土橋の五か所、郷中では鶴足郡宇足津、那珂郡四条村・郡家村、三木郡平木村、寒川郡志度村の各往還に立てることになっている。開帳に際しては城下のみならず、郷中の各地にまでその通知が行われていた。開帳は高松藩に認められ、「閉帳」前の四月一四日には高松藩主からの奉納物が届いており、崇徳院の御宝前へ供えられている。

宝暦十三年より以前の開帳に関する史料として、元文元年十一月に白峯寺から高松藩寺社役所へ提出した開帳願書の次の控がある。

一 去ル子年頓証寺御修復被仰付、今年御銀拝借仕、客殿庫裏大破之分修復仕候ニ付、前々之通一山諸堂本尊并宝物開帳仕度奉存候、願之通被仰付候ハ、来巳二月十八日ハ六月十八日迄、開帳仕度奉存候、依之御城下口々、郷中鶴足郡宇足津那珂郡四条村郡家村三木郡平木村寒川郡志度村往還、建札仕度奉存候、右之段宜御相談相済候様奉頼候、以上

「去ル子」、つまり享保十七年に頓証寺の修復があり、今年（元文元年）は客殿・庫裏の修復が終わったので、来年の元文二年二月から六月にかけての開帳と、その建札の設置場所を願ひ出ている。郷中の建札の場所は宝暦十三年の時と同じであり、固定化していたようである。<sup>97)</sup>

宝暦十三年の正月に白峯寺は次の口上書を高松藩へ提出した。

口上

一 丸亀表当山信仰ニ付、講中共御座候而、当山開帳札丸亀多度津舟着へ建申候ハ、他国者金毘羅参詣之者共見及、当山参詣可有御座候へ者、結縁ニも相成可申候間、張札ニも致度由申候ニ付、他領之儀此方が、取遣も難成段申候へ者、私共相計可申旨、講中共町年寄へ願候へ者、寺社奉行中へ届入申候間、爰元寺院へ申出有之候へ者、聞置相済可申由ニ而、誕生院旅宿丸亀之御城下御座候里坊へ、講中共頼申候へ者、白峯寺之儀成程取計可申由、則右之段誕生院へ申出置、去暮里坊役人中へ申出置候所、先頃誕生院丸亀へ出府之節、御

役人中へ内談内証相済申由、則右里坊へ申越候、右講中共段々世話仕候儀御座候間、札をも為建申度奉存候、此段宜奉頼候、以上

その要旨は、白峯寺の「丸亀講中」が、丸亀と多度津の船着場へ開帳の建札を立てると、他国者や金毘羅参詣者たちが白峯寺参詣へ出かけるだろうと申し出た。しかし高松藩領のことではないので、丸亀講中は丸亀町年寄へ頼み、丸亀藩寺社奉行へ願ひ出たところ、領内の寺院からの申出であれば構わないということなので、誕生院（善通寺）と城下のその旅宿里坊へ申し出た。そして誕生院が丸亀へ出府の折に寺社奉行からの了解を得たので、開帳の建札を立てることにしたい、ということであった。

この白峯寺の高松藩への申し入れは許可され、「開帳建札」は丸亀城下が新京橋・船入橋・中部の三か所に、多度津は米屋七右衛門が持参して立てることになった。この件に関して白峯寺は丸亀城下の丸亀通町大年寄能登屋、松屋町大年寄竜野屋、阿波屋甚蔵、三倉屋茂右衛門、阿波屋伊兵衛、南条町虎屋長右衛門らへ礼物を持参している。<sup>98)</sup>

崇徳院六〇〇年回忌に当たった開帳にみられるように、開帳に当たっては高松領内のみならず、丸亀城下や多度津、また金毘羅参詣者など、多くの人々の支援を受けていたのである。

白峯寺の開帳に関しては「当山開帳之義者、年限ニ不拘、諸堂御造営之砌ハ、前々諸宝物開帳仕来り居申候」とあり、「諸堂御造営」の時に「行つていた。文化四年十月には「近年結構御修復向追々被仰付、別而ハ官庫御造営も被為有候ニ付、旁以任旧例諸人為結縁、来春諸宝物等開帳仕度奉存候」と、近年境内が修復され、とくに先述した「官庫」も造営されたということ、開帳の願書を寺社奉行へ提出した。これはおそらく認められたと思われる。また文化一〇〇年の崇徳院六五〇年回忌の際にも開帳の願ひが出されている。<sup>99)</sup>

## 三 白峯寺と地域社会

## 1 「五穀成就」の祈禱

高松藩から雨乞祈禱が命じられることがあったことは先述したが、白峯寺が高松藩領の大政所の依頼によって、祈禱を行うことがあった。文化二年に領分中の大政所からの、「国家安全、御武運御長久、五穀豊穰」の祈禱願いを受け、五月から行うことにしている。

二年後の文化四年二月には、金毘羅大権現・白鳥宮・白峯寺に大政所たちから、「五穀成就雨乞」の祈禱願いが出され、藩はこれを了承した。このため白峯寺へ領内大政所全員連名の次の書状が届けられた。

(前略)、然者去秋以来降雨少ク、池々水溜無甲斐、殊更先日以来風立申候而、場所ニ麥菜種子生立悪敷、日痛有之様相見江、其上先歳寅卯兩年、干損打統申次第を百姓共承伝、一統不紊内之様子ニ相聞申候、依之五穀成就雨乞御祈禱御修行、被下候様ニ御頼申上度段奉伺候処、申出尤ニ候間、早々御頼申上候との儀ニ御座候、近頃乍御苦勞御修行被下候様ニ、宜奉頼上候、(後略)

去年の秋から降雨が少なく溜池の水も十分でなく、先日来強風により場所によっては、麦・菜種子の生育が良くない、その上十年ほど前に旱損が続いたことを、農民たちは承知して不安な様子なので、「五穀成就雨乞」の祈禱をお願いしたいと申出たところ、藩から許可が下りたので、祈禱修行の実施を依頼したいという内容である。白峯寺ではこの要請を受けて、二月十六日から二一日までの間の修行を行うことになった。祈禱の間、阿野郡北の村々をはじめ、各地の郡からも参詣することになっている。

領内全体からではなく、白峯寺のある阿野郡北の大政所からも独自の祈禱依頼が行われていた。文化七年十一月に阿野郡北の青海村政所嘉左衛門が登山し、「当秋已来雨天相続、此節麦作所仕付甚指支難波仕候」として、大・小政所が「評定」し「二夜三日之間、五穀成就祈禱修行」を依頼し、白峯寺は十四日から十六日までとして了承している。そして

十五日の祈禱中日には、阿野郡北の大・小政所、組頭ら八、九人が参詣している。領内全体に限らず、白峯寺のある阿野郡北の依頼により「五穀成就」の祈禱も行っていたのである。

また文政三年六月には阿野郡北の青海村政所(兼大政所) 渡辺良左衛門が登山して、「此節御領分之内、所ニより稲作虫損之場所も有之、且当郡者格別之義ニ無御座候へ共、猶虫除之御祈禱、乍御苦勞御修法被下候様」と、阿野郡北はそれほどでもないが、領内では所により「稲作虫指」であるとして、「虫除五穀成就」を依頼している。これに対して白峯寺では「明九日初夜より御祈禱執行仕候間、此段大政所中へ宜敷御通達被下候様」と、渡辺良左衛門へ伝えた。また文政十二年六月には阿野郡北の依頼により、「虫除五穀成就」の祈禱を行っている。

なお、以上の「五穀成就」の祈禱とは別に、宝暦十二年九月に、「恒例五穀御祈禱、大小政所登山」とあり、年に一度恒常的に阿野郡北の「五穀御祈禱」が行われていたようである。

## 2 大政所の雨乞祈禱願い

雨乞いの祈禱が阿野郡北の大政所の依頼によっても行われていた。いくつか例を挙げて説明しておきたい。文化六年六月末に「青海村嘉左衛門登山被致、毎度御苦勞三者奉存候得共、雨乞御祈禱被下候様御頼申上度、大政所被申候間、乍御苦勞御頼申候と被申候、依之朔日晩方が開白修行、二日少々降雨」とあるように、青海村政所の嘉左衛門が登山して、阿野郡北大政所の雨乞の依頼を伝えており、白峯寺では七月一日の晩から祈禱を始めている。そして二日の晩に阿野郡北の大・小政所六、七人が登山して雨乞祈禱を拝聴し、翌日も拝聴して下山した。

五日にはさらに隣接する阿野郡南の大政所水原半十郎・片山佐兵衛が、阿野郡北の大政所渡辺和兵衛とともに登山して、雨乞修行の依頼をしており、白峯寺ではこれを受け入れている。そして府中村政所をはじめ阿野郡南の村々の組頭らが登山している。この時阿野郡北大政所の富家長三郎が、「雨乞御修行中、念仏踊為踊度様、以書状及相談」んでおり、

十日に雨乞念仏踊が白峯寺で行われ、阿野郡北の高屋村・神谷村・木沢村の政所が付き添って白峯寺へ登山している。

文化一〇年の暮れには阿野郡北の大政所から、「当秋已来天氣打続候而、降雨少候故、池々水溜等無甲斐、殊ニ麦菜種子等生立悪ク候ニ付、為五穀成就雨乞御修行被下候様」と、この秋から降雨が少なく、溜池の水が減って麦・菜種子の生育がよくないとして、「五穀成就雨乞」の祈祷を依頼している。白峯寺は七日間の修法を行う旨伝えている。この時の「御祈祷勤方」は、先述した文化四年二月の領分中の大政所からの「雨乞御祈祷」のとおりとしていた。

翌文化十一年の四月にも雨が少なかったらしく、阿野郡北大政所富家長三郎は降雨祈祷を願い出ており、この祈祷に続いて郡奉行からも引き続き祈祷を続けるよう命じられている。<sup>86)</sup>

幕末の安政六年に阿野郡北の大政所渡辺楨之助は、「照統ニ付用水不自由ニ相成、村々既及難渋ニ付、郡中自願之雨乞白峯寺へ相頼」んでおり、「有徳者」の白峯寺への参詣を促していた。<sup>87)</sup>

また雨乞祈祷ではないが、文久三年には同じく阿野郡北の大政所渡辺楨之助・本条勇七は、「此節当郡内悪病流行ニ付、白峯寺并林田村社人富家淡路へ、右悪病除祈祷為致具候様、村々申出候ニ付」として、「悪病除祈祷」も白峯寺へ依頼があった。<sup>88)</sup>

このような具体例からも理解出来るように、白峯寺の属する阿野郡北の地域では降雨の状況により、大政所が地域の意向を受けて、郡独自に雨乞祈祷を白峯寺へ依頼することがしばしば行われており、隣接する阿野郡南も含めて、これらの地域との結びつきの深さを理解することができよう。

### 3 村落とのかかわり

冒頭で近世初期に讃岐を支配した生駒家について触れた折に、慶長九年に白峯寺の本堂が生駒家によって再興されたことを述べたが、このことを記している棟札には青海・高屋・林田・鴨・神谷など、白峯寺周辺

の各村の人々の名前も書かれており、すでに近世初期のこの頃に、白峯寺のある阿野郡北の地域の一般民衆の信仰を、集めていたことが推測される。<sup>89)</sup>

先に触れた幕末の文久三年写の「御上并檀那御祈祷帳」の中にあるように、「五穀御祈祷御札守」を正・五・九月の十五日に神社役所へ差し出しており、領内の農業の安定の祈祷を定期的に行っていたのがわかる。また毎年正月十五日には「長日護摩切札」と「五穀御札」を、阿野郡北の村一三か村へ一一二五枚を配っており、各村の政所には「五穀大札」を渡している。

これらのほかに瀬居島太郎兵衛、積浦三〇軒、宮浦二五軒などへも「札」を渡しており、そして「護摩御札守」を京都諏訪加兵衛・大坂鴻池市兵衛へ送っている。終わりの箇所には下津井大黒屋三次郎・三好屋祐十郎を介して、備前下津井講組の紀ノ国屋利右衛門をはじめ一人へ「守」を渡している記述がある。高松藩内や阿野郡北との関係だけでなく、対岸の備前をはじめ関西地域の人々とも結びついて祈祷が行われていたことがわかる。

寛政四年の「大師堂再建勸進」(仮)の版本によると、「大師堂のミ飯堂のままにして、いまた経営ならされは、もろ人に助力を乞て、今や建立なさん事を希のミ」とあり、大師堂の再建のために、「もろ人に助力を乞」うことが述べられている。<sup>90)</sup>

享和三年八月には御成御門西手入口の堀重門を修覆すること、同所の石垣際東西二〇間と、同所東打迫より勅額門までの間を、石の玉垣にすることを阿野郡北の氏子が願ひ出ている。とくに石垣についてはこれまで「参詣人群集之節者危キ義」となっていたのが解消されるし、また「他所者等罷候節、見込も宜相成」と、他所者の評価も高くなるとして白峯寺も歓迎している。これらは一〇月に神社役所から許可された。しかし玉垣の工事は「土地片下り」の所もあるので、東西六間、南北一二間ほど「土地上并土留」をすることになり、これも阿野郡北の氏子が負担す

ることになった。<sup>(91)</sup>

また文化二年に西浜の嘉助らを世話人として、官庫宝前の石階の築造が行われており、翌三年十月に頓証寺の境内が狭いため、「別而近年参詣人等多、混雑仕」として、拜殿の西の御供所裏通りから南の番所にかけての約四〇間のところに、農業の手隙におよそ五、六間の谷筋を埋めることを行いたいとの、阿野郡北の氏子たちの願いを受けて、白峯寺は「参詣人群衆之節、混雑も不仕」と、寺社奉行へ申し出ている。しかしこれは認められなかったため、翌四年十一月に築いた後の道の修覆も自力で行うとして、再度願い出ている。この道の修覆については「修覆留」が作成されており、この時道が造られたと思われる。<sup>(92)</sup>

その後文政五年十月に頓証寺の勅額門の外手にある燈籠の前に、石燈籠を二基建立したいとの「施主共」がいるとしてその建立願いが、文政十二年六月には「当山講中共」から伽藍本堂南の空地に、後々も講中が修覆するので、高さ一丈ほどの宝塔を建てたいとの願いが白峯寺へ出された。そして天保四年には同じく勅額門の外の獅子一对の建立願いが、「心願之施主共」から出され、いずれも白峯寺は寺社役所へ願い出て許可されている。因みに宝塔は三年後の天保三年一〇月に完成している。<sup>(93)</sup> また天保十二年の橋本権蔵・安藤庄兵衛による、白峯大権現本社と十王堂の再建などがある。<sup>(94)</sup>

近世後期におけるこれらの阿野郡北の氏子、「当山講中共」、「施主共」などの一般の人々による、白峯寺の境内の諸堂再建、門・石垣の修築や頓証寺の整備に関する民衆の協力は、白峯寺への信仰が民衆へ浸透していることを物語るものであろう。

#### おわりに

以上、近世の白峯寺に関して、史料的に明らかにし得る注目すべき事項について検討してきた。重要と思われる点についてはその都度指摘したが、最後にいままで述べてきたことの要点をまとめて結びに代えた

い。

白峯寺は戦国時代には本堂が兵火に罹ったりしたが、近世に入ると讃岐の領主の保護により、復興を進めていくことになる。生駒藩主、次に高松藩主の歴代の援助を受けて伽藍配置が整備されていった。とくに高松藩初代藩主松平頼重は、襲封直後の寛永二〇年に頓証寺を再興、崇徳院陵に石燈籠を献納しており、寛文六年には高松藩内では二番目となる寺領一二〇石を与えている。また十八世紀中頃の五代藩主松平頼恭も諸堂の整備に尽力するところ大であった。

白峯寺は石清尾八幡宮別当の阿弥陀院とともに高松藩の祈祷所であり、正月・五月・九月に高松城で大般若経の読誦を行っていた。そのため藩主の白峯寺への参詣も行われており、崇徳院六〇〇年回忌にあたる宝暦十三年に、当時の藩主松平頼恭が参詣しているのが確認できる。また代参も行われていた。

高松藩の祈祷所であったということから、白峯寺では干魃に際して高松藩の命により雨乞祈祷を行っていた。讃岐では近世には多くの干魃が起っていた。干魃の事態になると高松藩は白峯寺に雨乞祈祷を命じているが、ある程度の降雨がみられない場合には、白峯寺も含む領内各郡の十か寺に雨乞祈祷を行わせている。また高松藩からの命だけでなく、領内の大政所たちの依頼によって、または白峯寺のある阿野郡北の大・小政所らの願いを受けて実施することもあった。

古くから崇徳院の回忌が行われていたが、近世に入って確認できるのは宝暦十三年の六〇〇年回忌、文化一〇年の六五〇年回忌、文久三年の七〇〇年回忌である。宝暦十三年の六〇〇年回忌では、高松藩寺社奉行や本寺の御室御所仁和寺の許可のもとに、二月から四月にかけて開帳、八月に法楽曼供執行を行っている。

また崇徳院回忌の法要に際しては、文化一〇年の六五〇年回忌の時に、高松藩は領内の家中・城下町人・郷中農民へ、一人一か月銭一文で半年分の「奉加」を納めさせているが、この六五〇年回忌の年だけでは

なくそれまでも、崇徳院回忌に際しては「奉加」を納めており、崇徳院回忌には高松藩の家臣をはじめ、城下の人々や領内農民などからの経済的援助があったのである。

白峯寺の財政基盤は寺領の一二〇石からの収入であった。しかし近世中期以降には白峯寺は何度も財政的に行き詰まっていた。崇徳院回忌六〇〇年を翌年に控えた宝暦十二年に、崇徳院回忌の準備のための、本尊・宝物・諸堂の修復の費用が不足するとして、高松藩から拝借銀として銀一三貫五〇〇目を貸与されており、返済用の上米は毎年三五石を暮れに納めることになった。以後も拝借銀は何度か行われているように、高松藩からの援助を受けながら寺の運営、維持が図られていたことが理解できる。

白峯寺の運営は高松藩からの援助だけでなく、丸亀藩を含めて民間の人々からも多くの協力を得ていた。たとえば崇徳院六〇〇年回忌の開帳に当たって参詣者を増やすため、白峯寺の「丸亀講中」が丸亀城下の町年寄をとおして丸亀藩へ働きかけ、当時金毘羅参詣の上陸地として賑わっていた丸亀湊に三か所、支藩多度津藩の多度津湊にも「開帳建札」を設置することになっている。また享和三年には御成門の近くの石垣工事の一部の経費を、阿野郡北の氏子たちが負担した。文政十二年には本堂南の地に、「当山講中」から高さ一丈の宝塔を建てたいとの願いが出され、三年後の天保三年に完成している。

白峯寺は高松藩の祈禱寺であったため、その保護、財政的援助を受けることが多く、両者の関係は緊密であった。同時に崇徳院回忌に際しての「奉加」にみられるように、家臣や領民の経済的な支援を得ていた。また領内全体の大政所や白峯寺が属する阿野郡北の大政所からの依頼による、「五穀成就」や雨乞いの祈禱の執行など、農村社会との強い結びつきをもって民衆生活の安定に貢献していた。そして境内の整備に関しては、阿野郡北の村々や氏子、「丸亀講中」、「当山講中」など、白峯寺と関係をもつ民衆の協力で拠っている側面もあった。こうした地域の

人々とのかわりの上に、白峯寺が存在し、その運営が行われていたことを見落とすことはできないであろう。

注

- (1) 『香川叢書・第二』（香川県、一九三九年）。
- (2) 『四国八十八ヶ所霊場第八十一番札所 白峯寺調査報告書』第1分冊第3部第4章第1節「彫刻」（香川県・香川県教育委員会、二〇一二年）。
- (3) 『香川叢書・第二』（一九四一年）。
- (4) 「とはすがたり・巻五」（『新古典文学大系・50』。岩波書店、一九九四年）。
- (5) 前出「白峯寺縁起」。
- (6) 『讃州細川記』（前出「香川叢書・第二」）。
- (7) 『白峯寺文書』（『新編香川叢書・史料篇(二)』。香川県教育委員会、一九八一年）。
- (8) 「頓証寺法楽詠六十首和歌」（『草根集』所収。『大日本史料・第七編 一〇〇』。東京大学史料編纂所、一九八五年）。
- (9) 以上の記述は、上野進氏「白峯寺の歴史」（前掲『白峯寺調査報告書』第2部第2章）に拠っていることをお断りしておきたい。
- (10) 白峯寺の総合調査は前出の『白峯寺調査報告書』第1分冊と同第2分冊（二〇一三年）にまとめられている。
- (11) 『白峯寺と遍路』（前出『白峯寺調査報告書』第1分冊第2部第2章第6節）。
- (12) 『白峯寺文書』（前出『新編香川叢書・史料篇(二)』）。
- (13) 右同。
- (14) 『白峯寺文書』（東京大学史料編纂所架蔵影写本。『白峯寺調査報告書』第2分冊第4部第2章「中世における白峯寺の構造」参照）。
- (15) 『白峯寺開基由来帳』（鎌田共済会郷土博物館蔵）。

- (16) 「白峯寺の棟札」(前出「白峯寺調査報告書」第2分冊第6部第2章)。  
 (17) 「白峯寺文書」(前出「新編香川叢書・史料篇(一)」)。  
 (18) 「白峯寺の古文書」(前出「白峯寺調査報告書」第2分冊第6部第1章)。  
 (19) 「白峯寺文書」(前出「新編香川叢書・史料篇(二)」)。  
 (20) 前出「白峯寺の古文書」。  
 (21) 前出「白峯寺の棟札」。  
 (22) 「白峯寺文書」(前出「新編香川叢書・史料篇(二)」)。  
 (23) 前出「白峯寺の棟札」。  
 (24) 松浦正一氏「松平頼重伝」二七二ページ(財団法人松平公益会、一九六四年)。  
 (25) 『新編香川叢書・史料篇(一)』(一九七九年)。  
 (26) 「白峯寺大留」(整理番号7-1-2。白峯寺蔵。以下、整理番号・白峯寺蔵の表示は省く)。  
 (27) 「白峯寺諸願留」(7-1-5)。  
 (28) 文久三年「御用日記」(渡辺家文書、瀬戸内海歴史民俗資料館蔵。以下「御用日記」は渡辺家文書である)。  
 (29) 「白峯寺諸願留」(7-1-9)。  
 (30) 「穆公遺訓諸役書記」(『香川県史9・近世史料I』。一九八七年)。  
 (31) 前出「白峯寺の古文書」。  
 (32) 「白峯寺諸願留」(7-1-7)。  
 (33) 「白峯寺諸願留」(7-1-5)。  
 (34) 「白峯寺大留」(7-1-6)。  
 (35) 『香川県の歴史』一五六ページ(山川出版社、一九九七年)。  
 (36) 「白峯寺大留」(7-1-2)。なお郡には二名の大政所が置かれた。  
 (37) 以下、文化三年の雨乞祈禱関係は「白峯寺大留」(7-1-6)と「白峯寺諸願留」(7-1-7)に拠っている。  
 (38) 前出「穆公遺訓諸役書記」。  
 (39) 「白峯寺大留」(7-1-6)。  
 (40) 「白峯寺諸願留」(7-1-7)。  
 (41) 詳細は佐藤恒雄氏「崇徳上皇と法楽文芸」(前出「白峯寺調査報告書」第2分冊第4部第1章)参照。  
 (42) 「白峯寺大留」(7-1-2)。  
 (43) 「白峯寺諸願留」(7-1-5)。  
 (44) 「御室御所沙汰書」。  
 (45) 文久三年「御用日記」。  
 (46) 「白峯寺大留」(7-1-2)。  
 (47) 「白峯寺諸願留」(7-1-9)。  
 (48) 『増補高松藩記』三七九〜三八一ページ(永年会、一九三二年)。  
 (49) 文久三年「御用日記」。  
 (50) 文化九年「御用留」(別所家文書、香川県立文書館蔵)。なおこの「御用留」は「香川県立文書館紀要・第16号」(二〇一二年)に翻刻されている。  
 (51) 右同。  
 (52) 前出「社記」。  
 (53) 万治四年四月「北条郡青海村之内白峯寺千鉢仏堂領高帳」。  
 (54) 寛文十二年九月「白峯寺領分子之年米盛帳」。  
 (55) 寛文十一年九月「北条郡林田村之内白峯寺領新開検地帳」。  
 (56) 寛文十一年四月「白峯寺領分御検地田畑名寄帳」。  
 (57) 元禄十六年十一月「青海村白峯寺領順道畝帳」。  
 (58) 元文五年「阿野郡北青海村之内白峯寺領順道帳」。  
 (59) 明治四年三月「阿野郡北青海村白峯寺領米盛帳」。  
 (60) 元文五年七月「阿野郡北林田村之内白峯寺領順道帳」。  
 (61) 寛延二年九月「阿野郡北林田村之内白峯寺領米盛帳」。  
 (62) 宝蔵庫蔵。  
 (63) 天保五年「御用日記」。



- (64) 前出「白峯寺の棟札」。
- (65) 「白峯寺末寺荒地書上」(前出「白峯寺文書」〔新編香川叢書・史料篇(一)〕)。
- (66) 「白峯寺所蔵『恒例八講人数帳』について」(『白峯寺』国庫補助による白峯寺確認調査概報)。香川県、二〇一一年。
- (67) 以上、「白峯寺諸願留」(7―5)。
- (68) 文久二年「御用日記」。
- (69) 前出「白峯寺の古文書」。
- (70) 「白峯寺諸願留」(7―9)。
- (71) 文政元年「御用日記」。
- (72) 前出「白峯寺の古文書」。
- (73) 「白峯寺諸願留」(7―9)。
- (74) 以上、「白峯寺大留」(7―2)。
- (75) 以上、「白峯寺諸願留」(7―5)。
- (76) 以上、「白峯寺諸願留」(7―9)。
- (77) 前出「白峯寺開基由来帳」。
- (78) 「崇徳院御忌開帳御室御所下文」。
- (79) 以上、「白峯寺大留」(7―2)。なお元文二年の開帳については、六月に「当時観音開帳之義、当月十一日迄ニ御座候、先頃御触も有之、開帳相止、其上雨天打続、高山之義故参詣人少御座候、依之七月廿六日迄開帳仕度」と、雨天が続いたことや高山のため参詣人が少ないことを理由に、開帳延長の願書が出されている。
- (80) 以上、右同。
- (81) 「白峯寺諸願留」(7―5)。
- (82) 「白峯寺大留」(7―6)。
- (83) 以上、「白峯寺諸願留」(7―7)。
- (84) 文政十二年「御用日記」。
- (85) 「白峯寺大留」(7―2)。

- (86) 以上、「白峯寺諸願留」(7―7)。
- (87) 安政六年「御用日記」。
- (88) 文久三年「御用日記」。
- (89) 前出「白峯寺の棟札」。
- (90) 「版木」(前出「白峯寺調査報告書」第3部第7章第1節。読点木原)。
- (91) 「白峯寺諸願留」(7―5)。
- (92) 前出「白峯寺の棟札」。
- (93) 「白峯寺諸願留」(7―5)。
- (94) 以上、「白峯寺諸願留」(7―9)。
- (95) 前出「白峯寺の棟札」。
- (96) 八十一番札所白峯寺と遍路道でつながっている、次の八十二番札所根香寺においても、根香寺の属する香川郡西の大・小政所や、五色台の北東山麓の村々など、地域社会の支援を受けていたことが指摘されている(上野進氏「近世における根香寺の展開と地域社会」、香川県・香川県教育委員会『四国八十八ヶ所霊場第八十二番札所 根香寺調査報告書』所収。二〇一二年)。

【本稿は『四国八十八ヶ所霊場第八十一番札所 白峯寺調査報告書』第2分冊第4部第6章「近世の白峯寺と地域社会」を改訂し、論文としての体裁に整え直して論述したものである。白峯寺のご高配に感謝申し上げます。】

(きはらひろゆき 香川大学名誉教授)